

京都市消防局訓令乙第13号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局救急規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

第9条第1項中「(以下「教育訓練の基準」という。)」を削り、「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「救急標準課程若しくは救急Ⅱ課程」を「救急科」に改め、「者」の右に「(救急標準課程若しくは救急Ⅱ課程を修了している者を含む。)」を加え、同条第2項中「教育訓練の基準第4条第1項に規定する」を削り、「修了した」を「修了している」に改める。

第18条第1項中「第13条」を「第11条」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局安全救急部救急課)